

紹介状なしで受診の患者さまへ

平成 26 年 4 月 1 日より当院は独立行政法人地域医療機能推進機構 東京山手メディカルセンターとなり、これまで以上に保険診療の適正な実施を求められることとなりました。

紹介状なく受診された場合には、これまでも健康保険の初診料とは別に初診時の選定療養費として3,240円をご負担いただいております。さらに今後は規定に基づき、過去に当院受診歴があり診察券をお持ちの方であっても、下記の条件に当てはまる方は初診として取り扱うこととし、選定療養費をご負担いただくことといたしました。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

初診時の選定療養費をご負担いただく場合

- ◎ 今回の受診が、今までの診療と同一の病名、同一の症状であっても任意に診療を中止して 1 ヶ月以上経過した場合。(連絡をいただかない予約キャンセルは任意での診療中止となります。)
- ◎ 病気が医師の診断で治癒となった後、再び受診される方
- ◎ 急性病名のみの場合 (例：風邪で受診し、数週間後打撲で受診した場合)

初診であっても以下の場合、選定療養費はご負担いたしません

- ◎ 他の医療機関よりの紹介状をお持ちの方
- ◎ 急病あるいは交通事故等で緊急に受診された方
- ◎ 身体障害者法、生活保護法等の公費医療の方
- ◎ 当院の別の科に通院中で新たに別の科を受診する方

補足事項

- ・ 前回の症状がいったん治まった、もしくは治療を継続していない場合治癒とみなされます。
- ・ どの程度間隔があくと治癒とみなされるかは疾患によって異なります。疾患によっては最終来院日より 1 ヶ月以上間隔があくと治癒したと判断される場合もあります。
- ・ 歯科とその他の科は健康保険上別の取り扱いとなりますので、該当する場合はそれぞれの選定療養費をご負担いただきます。

ご不明の点につきましては、総合受付窓口にお問い合わせください。